

福祉型障害児入所施設

(1) 人員に関する基準

① 従業員の員数等	指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする
	<input type="checkbox"/> 嘱託医 1以上 <input type="checkbox"/> 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科医又は耳鼻咽喉科の診察に相当の経験を有する者でなければならない <input type="checkbox"/> 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない
	<input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という)を入所させる指定福祉型障害児入所施設… おおむね障害児の数を20で除した数以上(児童おおむね20人につき1人以上)
	<input type="checkbox"/> 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設… 1以上
	<input type="checkbox"/> 児童指導員及び保育士の数及び総数 児童指導員 1以上 保育士 1以上 (※いずれも1以上配置した上で、総数の規定がある)
	<input type="checkbox"/> 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設… 通じておおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上)
	<input type="checkbox"/> 主として盲児(強度の弱視を含む)又はろうあ児(強度の難聴児を含む)(以下「盲ろうあ児」という)を入所させる指定福祉型障害児入所施設… 通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上)
	<input type="checkbox"/> 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設… 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上
	<input type="checkbox"/> 栄養士 1以上 <input type="checkbox"/> 調理員 1以上 40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては調理員をおかないことができる
	<input type="checkbox"/> 医師 主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設の場合に配置する 主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない
	<input type="checkbox"/> 心理指導担当職員 指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理指導を行う場合に配置する 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない
	<input type="checkbox"/> 職業指導員 指定福祉型障害児入所施設において、職業指導を行う場合に配置する
	<input type="checkbox"/> 嘱託医を除いて、上記の従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

	<input type="checkbox"/> 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合については、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、上記職員配置の基準を満たしているものとみなすことができる
② 児童発達支援管理責任者	<input type="checkbox"/> 1以上
③ 施設長(管理者)	<input type="checkbox"/> 専らその職務に従事する管理者を置かなければならない ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。 <input type="checkbox"/> (社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について 昭和47年5月17日通知) 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できるかぎり児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者 国公立の施設にあつては、児童福祉事業に2年以上従事した者は又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること

(2) 設備に関する基準

① 設備及び備品	<input type="checkbox"/> 指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室、静養室を設けなければならない <input type="checkbox"/> 30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であつて主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を設けないことができる。 <input type="checkbox"/> 30人未満の障害児の入所させる指定福祉型障害児入所施設であつて主として盲ろうあ児を入所させるものにあつては、医務室および静養室を設けないことができる。 <input type="checkbox"/> 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設… 入所している障害児の年齢、適正等に応じた職業指導に必要な設備(以下「職業指導に必要な設備」という)を設けること <input type="checkbox"/> 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設… 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること <input type="checkbox"/> 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設… 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること <input type="checkbox"/> 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設… 訓練室、屋外訓練場並びに浴室および便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること <input type="checkbox"/> 居室 居室の定員… 4人以下 障害児一人当たりの床面積… 4.95平方メートル以上 乳幼児のみの居室の定員は6人以下、一人当たりの床面積は3.3平方メートル以上 <input type="checkbox"/> 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること <input type="checkbox"/> 便所は、男子用と女子用とを別にすること <input type="checkbox"/> 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない <input type="checkbox"/> 上記設備は、専ら当該指定福祉障害児入所施設のように供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、居室を除く設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。
----------	--

	<input type="checkbox"/> 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害者支援施設の設備に関する基準を満たすことをもって、上記に記載する基準を満たしているものとみなすことができる。
--	--

<p style="text-align: center;">その他 (運営の基準より一部 抜粋)</p>	<p>健康管理</p> <input type="checkbox"/> 指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の健康状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない
	<input type="checkbox"/> 前項の規定にかかわらず、次の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれの健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、健康診断の全部及び一部を行わないことができる。この場合において、健康診断の結果を把握しなければならない
	<p>※児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断→障害児の入所時の健康診断 ※通学する学校における健康診断→定期の健康診断又は臨時の健康診断</p>
	<p>協力医療機関等</p> <input type="checkbox"/> 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない
	<input type="checkbox"/> 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。